

空知教育センター組合議会定例会条例

昭和44年 2 月13日
条 例 第 1 号

空知教育センター組合議会の定例会は、毎年 2 回招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年 2 月22日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月27日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の題名及び本則の規定は、平成18年 3 月27日から適用する。